

第2回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について
～ 損害回復・経済的支援への取組（基本法第12,13,16,17条関係）～

【基本法第12条関係（損害賠償の請求についての援助等）】

1 現行施策

(1) 犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助

被害者支援員（各地検に配置）による電話相談と最寄りの弁護士会の相談窓口等の紹介

検察官や保護観察官等による加害者への事実上の働きかけ

(2) 刑事手続を利用して民事上の損害の回復を図るための施策

刑事和解（犯罪被害者等保護法第4条から第7条まで）

被告人と被害者等との間の民事上の争いについて合意が成立した場合に、その内容を公判調書に記載することにより、その記載に裁判上の和解と同一の効力を与え、被害者等の強制執行を可能とする制度。

利用実績（平成13年～平成16年に合計212件）【資料1】

公判記録の閲覧・謄写（犯罪被害者等保護法第3条）

刑事被告事件の係属する裁判所が、被害者等から損害賠償請求権の行使等を理由として申出があったときに、相当と認める場合には、刑事の公判記録の閲覧・謄写を認める制度。

利用実績（平成13年～平成16年に合計2612件）【資料1】

不起訴記録の弾力的開示等（平成12年通知及び平成16年通知）

不起訴記録については刑事訴訟法第47条により原則不開示とされているが、平成12年通知により、客観証拠の開示につき弾力的運用をおこなうよう指針を示し、さらに平成16年通知では、供述調書を開示する範囲を拡大する具体的指針を示し、周知を図っている。

利用実績（平成13年～平成16年に、被害者等から合計7029件の閲覧請求があり、うち6991件につき全部ないし一部の閲覧を許可）

2 検討中の施策ないし課題

(1) 犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助

日本司法支援センターによる支援（総合法律支援法）

日本司法支援センターは、その業務の一環として、弁護士会や犯罪被害者等早期支援団体等と緊密な連携関係を構築し、犯罪被害者のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供することを予定している（平成18年春ころ設立、同年秋ころ業務開始予定）。必要な場合には、民事法律扶助制度をも活用して被害者支援を行う予定である。支援センターの具体的な業務の在り方については様々な意見を踏まえてさらに準備作業を進めていくことにしている。

(2) 刑事手続を利用して民事上の損害の回復を図るための施策

現行制度の運用上の改善を図るとともに、現行の刑事訴訟の基本構造を基盤とし、かつ、迅速な刑事裁判の実現と調和する形での施策の充実を図ることを検討している。

現行制度の周知・徹底

犯罪被害者等向けに、保護と支援のための制度について紹介したパンフレットを作成し、全国の検察庁や警察署の待合室等に置くなどして配布しているほか、同一内容のものを法務省及び検察庁のホームページに掲載しているが、これらの内容の一層の充実やこれらの制度の存在や内容を更に周知するための方策を検討している。

刑事手続を利用した犯罪被害財産の回復【資料2，資料3】

a. 没収・追徴を利用して損害回復を図る制度の導入の可否（検討中）

現行法においては、犯罪被害財産（財産犯等により犯人が被害者から得た財産）について、被害者自身の犯人に対する損害賠償請求権等の私法上の請求権の実現に配慮して没収・追徴が禁止されているが、これを改め、国が没収・追徴することができることとするとともに、これにより被害者の損害の回復を図る制度の導入の可否につき検討している。

b. 犯罪被害財産の回復を容易にする制度の導入の可否（検討中）

その他

公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大することの可否（検討中）

3 その他の犯罪被害者等の要望に係る施策について

(1) 犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助関係

損害賠償債務の国による立替払及び求償等

損害賠償は、加害者が自己の行為の責任として行うのが原則であり、その債務を国が立替払いする制度を導入するとの要望については、犯罪被害者等給付金制度等との関係で慎重な検討が必要である。

損害賠償請求の際に係る種々の出費（印紙代、記録謄写費用、弁護士費用等）の補償等

民事訴訟費用（印紙代等）は，被害者側が勝訴した場合には，敗訴者である加害者側が負担すべきことになる（民事訴訟法第61条）。弁護士費用については敗訴者負担とはされていないが，判例上，不法行為により訴訟提起を余儀なくされた場合における弁護士費用は，諸般の事情を考慮して相当な額については加害者が賠償すべき損害の範囲として認められており，その範囲内での弁護士費用も，被害者が勝訴すれば加害者側が負担することになる。確定記録及び不起訴記録に係る謄写については，多くの場合，被害者の代理人たる弁護士が記録の謄写を行っており，弁護士費用の中に謄写費用が含まれる場合が多いことから，謄写費用の補償については，弁護士費用の補償の問題に収斂する場合が多いと思われる。要望が，これらの費用等を国で負担すべきとするものであれば，本来加害者が負担すべき損害賠償債務を国が肩代わりできるかという上記と同様の問題点があり，その要望の具体的な内容を踏まえながら，被害者等援助制度全体の枠組みの中で検討されるべき問題である。

(2) 刑事手続を利用して民事上の損害の回復を図るための施策関係

平成15年9月から外部の有識者を招いて「犯罪被害者のための施策を研究する会」を開催し，犯罪被害者に対する保護・支援の在り方について調査・研究を行ってきたが，附帯私訴及び損害賠償命令については，次のような問題点が指摘されており，慎重な検討が必要である。

附帯私訴について【資料4】

検察官の主張・立証等と被害者のそれとが異なる場合に，被告人は検察官・被害者のいずれの主張・立証に対しても防御を行い，裁判所はいずれの主張・立証についても判断をすることとなるが，現行の刑事訴訟の基本構造（検察官と被告人が当事者として攻撃・防御を行い，中立の裁判所が判断する訴訟構造）の下では解決困難な問題が生ずるのではないかな。

損害額や過失相殺等の民事紛争上の争点が刑事裁判に持ち込まれる結果，審理が複雑化し，迅速な刑事裁判の実現を阻害するおそれがあるのではないかな。 等

損害賠償命令について【資料5】

その法的性質を刑罰とすると，厳密に被害額等の認定を行わなければならないとなり，民事上の紛争が刑事裁判に持ち込まれることとなるのではないかな。

その法的性質を民事の賠償を命ずるものとしても，民事訴訟と同じく厳密に被害額の認定を行うのであれば，民事紛争上の争点が刑事裁判に持ち込まれる結果，迅速な刑事裁判の実現を阻害するおそれがあるのではないかな。 等

【基本法第 13 条関係（給付金の支給に係る制度の充実等）】

犯罪被害者等の要望に係る施策について

罰金を財源とした犯罪被害者等補償制度

平成 15 年度決算における罰金・科料歳入額は約 1023 億円。

現在、罰金・科料は一般会計の財源の一つであり、固有又は特定の用途があるわけではない。平成 15 年度の統計における罰金の科刑状況を見ると、道路交通法違反が全体の約 8 割、過失傷害が約 1 割となっており、罰金を財源とした補償制度を創設した場合、これにより支給を受ける被害者層と財源の負担者である罰金納付者層にずれが生じ、被害者等への補償の要が高いと思われる殺人等の凶悪犯に罰金刑はなく、要望の考え方に沿うような負担者と受益者との関係は期待できない。また、犯罪被害者等に支給する財源を確保するためには、本来は自由刑を選択すべき事件でも罰金刑とすることが考えられるが、行為に対する刑事責任としての刑罰論に、財源確保という異質なものを持ち込むことになり、その弊害も懸念されるので、慎重な議論が必要である。【資料 6】

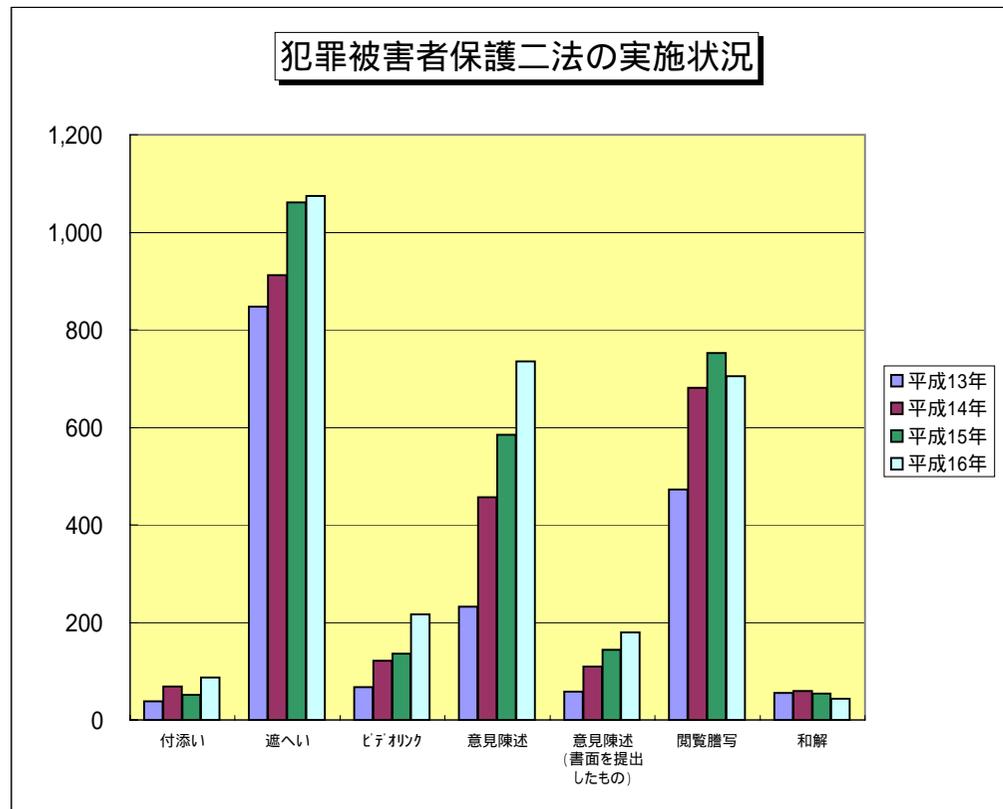
法務省における被害者保護への取組状況について

第1 被害者保護のための立法措置後の運用状況(最高裁調べ)

- 1 刑事訴訟法関係
- 2 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律関係

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	合計
付添い	38	68	51	87	244
遮へい	847	912	1062	1074	3,895
ビデオリンク	67	122	136	217	542
意見陳述	232	457	585	735	2,009
意見陳述 (書面を提出 したもの)	58	110	144	180	492
閲覧謄写	473	681	753	705	2,612
和解	55	60	54	43	212

平成13年のビデオリンクの数值は、6月以降のもの。
数值については概数である。



平成13年のビデオリンクの数值は、6月以降のもの。
数值については概数である。

第2 法整備以外の措置・運用状況(刑事局調べ)

1 被害者等通知制度(平成11年4月)

	希望者数	通知件数
平成14年	47,690	79,927
平成15年	44,442	79,454
平成16年	45,967	80,720
月平均	3,836	6,669

通知件数が、通知希望者数を上回っているのは、一人の希望者に対し、複数の事項を通知することがあるため。

2 再被害防止のための受刑者の出所情報等の通知制度(平成13年10月)

	通知件数
平成14年	147
平成15年	315
平成16年	440

3 被害者等に対する不起訴記録の開示

	受理件数	すべて許可	一部許可	不許可
平成13年	1,839	1,811	19	9
平成14年	2,344	2,311	19	14
平成15年	2,846	2,800	31	15

第 129 回法制審議会総会に対する松尾刑事法部会長報告（抄）

諮問第 44 号につきまして、刑事法部会の審議の経過及び結果を御報告いたします。

（略）

次に、「第 9 被害回復に資するための没収及び追徴に関する制度の利用」について申し上げます。現行法上、被害者等が犯罪によって被った損害を回復するためには、民事手続による必要がありますが、被告人の加害行為や損害を立証するための証拠資料の収集や、被害回復の引当てとなるべき被告人の一般財産の所在の把握が困難であり、また、被害者が債務名義を得るまでの時の経過とともに、被告人の財産が散逸する危険性もあることから、民事手続のみによっては損害の回復が必ずしも容易ではない場合があります。一方、組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）では、没収・追徴の範囲を拡大し、また没収・追徴を確実にらしめるための保全手続を整備しましたが、他方で、財産犯等によって犯人が得た財産に由来する財産である「犯罪被害財産」については、これを没収し、あるいはその価額を追徴すると、かえって被害者の損害回復を妨げるおそれがあることから、組織的犯罪処罰法においては、犯罪被害財産を没収し、あるいはその価額を追徴することはできないこととされております。しかしながら、単に犯罪被害財産を没収・追徴できないこととするだけでは、実際には、その収益を犯人の手元に残すだけの結果になってしまう可能性があります。そこで、参考試案 3 においては、このような犯罪被害財産についても、被害者の損害回復に資するため没収・追徴の対象とすることとした上で、まず、没収に関する制度として、犯罪被害財産について、犯人からこれをはく奪した上、これを国庫に帰属させる代わりに、被害者に帰属させることができることとし、追徴に関する制度として、

犯罪被害財産が没収不能・没収不相当な場合で、その価額を追徴できるときに、犯人の一般財産について追徴保全を行った場合には、その効力を被害者に承継させ、被害者が追徴保全の時点で自己の損害賠償請求権のために犯人の財産に仮差押えをしたものとみなすという制度が提示されました。

この案につきましては、被害者の被害回復を図る上で十分に検討に値するとの意見が出される一方、組織的犯罪処罰法が本年2月1日に施行されるものであり、同法による没収・追徴、あるいは保全についての実務の運用を踏まえなければ、本試案に基づく実効性について、十分な議論ができないのではないかと意見が述べられました。また、本試案が、組織的犯罪処罰法による犯罪収益規制の対象となる財産罪等の被害者から犯人に財産や価値が移転した場合のみを対象としたものであることから、殺人等の身体犯の被害者などは救済されないという不均衡が生じるのではないかと、さらには没収・追徴制度を利用することとすると、不起訴事件の被害者は対象にならず、かえって被害者相互間で不公平感が増すような場合もあるのではないかと、また、民事上の債権回収の目的で濫告訴の増加を招き、捜査実務に著しい悪影響を与えるのではないなどの種々の御意見が出されました。そこで、諮問事項第9の問題につきましては、犯罪被害回復の在り方の問題として、事務当局において、今後、組織的犯罪処罰法の実務の運用状況や、現在内閣内政審議室を中心に行われております犯罪被害者対策関係省庁連絡会議での検討状況などを見ながら、より広い視野から検討すべきこととされました。他方で、被害者保護立法につきましては、可能なものについては早急に導入すべきであり、おおむね御意見が一致する第1から第8までの事項について答申案をまとめるべきであるとされ、要綱骨子（案）のように法整備を行うことが相当であるとされたのであります。

犯罪被害財産の没収・追徴について

犯罪被害財産の没収・追徴禁止を改めるとともに，被害者の被害回復に資する制度

問題の所在

- ・ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律13条2項は，被害者の犯人に対する損害賠償請求権等の私法上の請求権の実現に配慮して一律に犯罪被害財産の没収を禁止しているが，被害者がこれを行わない場合等には，犯人の手元に残さざるを得ない場合が生じ得るので，被害者の被害回復を図りつつ，国が没収することを可能にする必要があるのではないか。

検討すべき課題

- ・ 犯罪被害財産を保全し，被害者から申出があれば返還し，あるいは民事の強制執行手続に移行させ，申出がなければ国庫に帰属させるなどの方法が考えられないか。
- ・ 詐欺商法など（少額で）多数の同種被害者がいる案件では，刑事手続でできることは限られており，民事上の有効な被害回復制度が期待されているのではないか。
- ・ 刑事裁判の証拠で被害者に返還されるべき犯罪被害財産の額が明らかな場合などは，刑事手続の中で債務名義を容易に取得できるようにできないか。
- ・ 債権回収目的で告訴が濫用されるおそれがあるのではないか。また起訴された事件の被害者と起訴されなかった事件の被害者との間で不公平感が残るのではないか。

附帯私訴制度について

被害者が刑事訴訟に附帯して損害賠償等の財産上の請求を行うことができる制度
(ドイツの附帯私訴等)

附帯私訴制度が要望される背景

- ・ 附帯私訴が導入されれば、被害者は、検察官による立証の成果を利用することによって、立証負担を軽減することができる。また、同一の犯罪事実に対する刑事訴訟と民事訴訟の重複審理を避けることができ、裁判手続全体を通じての訴訟経済を図ることができる。

附帯私訴制度に関し検討すべき課題

- ・ 我が国の刑事訴訟に被害者が民事訴訟の当事者として参加する制度を導入すると、公訴参加の場合と同様に、検察官の主張・立証等と被害者のそれとが異なる場合において、現行の刑事訴訟の基本構造の下では解決が困難な問題が生ずるのではないか^{*1}。
- ・ 損害額や過失相殺等の民事紛争上の争点が刑事裁判に持ち込まれる結果、審理が複雑化し、迅速な刑事裁判の実現を阻害するおそれがある。
- ・ 例えば、過失相殺は民事では抗弁として扱われるが、刑事では量刑事情として検察官に挙証責任があるなど、民事と刑事の挙証責任の違いをどのように調整するのか。
- ・ 刑事は事後審、民事は続審という控訴審の構造の違いがあるが、附帯私訴を導入した場合の控訴審の手続をどうするのか。
- ・ 起訴された事件の被害者と起訴されない事件の被害者との間や公判請求事件の被害者と略式命令請求事件の被害者との間の不公平感が無視できないのではないか。
- ・ 附帯私訴の有効性・実効性という観点からは、被告人の雇用主であるとか、被告人が少年である場合の親権者なども被告に取り込まなければ、実効的な被害回復に資することにはならないのではないか。他方、そこまで当事者を広げると、手続が煩雑なものとなる。
- ・ 被告人の国選弁護人が附帯私訴についても受任して代理人となれるかという問題についても検討する必要があるのではないか。

要望への対応

- ・ 被害回復に当たり検察官による立証の成果や刑事裁判の結果を活用できるという被害者のニーズに対しては、現行法上、刑事公判記録を閲覧・謄写して利用することが広く可能となっており、また、刑事和解も制度化されたのであるから、まずもって、これらの制度の活用を図ることによって対応するとともに、現行の訴訟構造に合う形での制度の拡充を検討すべきであり、附帯私訴の導入については、このような現行の訴訟構造を基盤とした施策の運用状況を見ながら、なお被害者の保護・支援のために必要かどうか検討を続けるべきではないか。

*1 職権主義的訴訟構造を採るドイツ・フランスには、附帯私訴制度があるが、当事者主義的訴訟構造を採るアメリカ・イギリスには、このような制度が存在しない。

損害賠償命令制度について

刑事裁判所が被告人に対して被害者への被害物品の返還や損害賠償を命ずることができる制度（アメリカ，イギリスの損害回復命令等）

損害賠償命令制度^{*1}が要望される背景

- ・ 簡易迅速に損害賠償命令が出されるとすれば，被害者にとってメリットがあるのではないか。

損害賠償命令制度に関し検討すべき課題

- ・ 損害賠償命令の法的性質については，刑罰に近いものにとらえる考え方（刑罰モデル）と，民事賠償を命ずるものにとらえる考え方（民事賠償命令モデル）とがあり得るのではないか。
- ・ 民事訴訟と同じく厳密に損害額の認定を行うのであれば，民事上の争点が刑事裁判に持ち込まれ，刑事裁判の遅延を招くなど，附帯私訴と同様の問題が生ずることになる。
- ・ 刑事裁判で取り調べた証拠の範囲で認められる損害額についてのみ，賠償命令を発するものとする，被害者は，別途，民事裁判で残額の請求をせざるを得なくなり，被害の実態に即した有効な救済とはなり得ないのではないか。
- ・ 損害賠償命令を刑罰にとらえると，罰金のように主刑として科すか，没収・追徴のような付加刑として科すか，あるいは付随処分として科すなど種々の考え方があるが，いずれにしる，本来の主刑の重さにどのような影響を与えるかという問題がある。
- ・ 被告人が損害賠償命令に従わず，任意に履行しない場合には，強制執行の手間がかかることになるのではないか。この場合に被告人を労役場に留置しても，被害者の被害救済には資さないのではないか。
- ・ 損害賠償命令が出されても被告人に資産がなければ実質的な被害回復を図ることはできないのではないか。

要望への対応

- ・ 附帯私訴と同様に，まずもって，現行制度の活用を図るとともに現行制度の枠内での制度設計を検討すべきなのではないか。

*1 賠償命令制度は，当事者主義的訴訟構造を採るアメリカ・イギリスに存在するが，賠償命令額の認定には，損害額のほか被告人の資力等が考慮されており，アメリカにおいては，量刑手続の中でこのための資料収集が行われている。

罰金による国への年間収入総額及び納付された罰金の会計処理方法等について

1 罰金による国への年間収入総額

平成 15 年度決算額（(目) 罰金及科料）における収納額

1,023 億 3,549 万 8,290 円

2 納付された罰金の会計処理方法とその具体的な使い道

収納された罰金は、全額国庫に納められ、国の歳出財源に充てられる。

平成17年5月23日
法 務 省

第2回犯罪被害者等基本計画検討会における検討資料

1 基本法第12条関係

受刑者に対する作業賞与金の年間支払総額

平成17年度予算 1,988,006千円

受刑者一人当たりの作業賞与金の平均取得額

平成17年度予算 70,074円

平均在所期間21月における支給額

上記金額のうち、所内生活における使用分を差し引くと、釈放時の平均支給額はおおむね6万円程度となる。

受刑者が出所する際の作業賞与金の支払方法

本人が出所する際に、現金を本人に手渡し交付している。

2 基本法第13条関係

罰金による国への年間収入総額

平成15年度決算額((目)罰金及科料)における収納額

1,023億3,549万8,290円

納付された罰金の会計処理方法とその具体的な使い道

収納された罰金は、全額国庫に納められ、国の歳出財源に充てられる。

3 その他、加害者に係る諸費用関係

拘置所、刑務所及び少年刑務所収容に要する費用

平成17年度予算 36,963,207千円

予算額は、被収容者の収容に直接関連する収容費を計上している。

少年院及び少年鑑別所収容に要する費用

少年院 平成17年度予算 3,169,001千円

少年鑑別所 平成17年度予算 1,149,923千円

予算額は、被収容者の収容に直接関連する収容費を計上している。

保護観察に要する費用

平成17年度予算 7,802,821千円